

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2022年 第3回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和4年3月25日(金)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前10時48分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室		
議長氏名		会長職務代理 小川 利雄		
出席者	農業委員	(出席人数 : 11人)		
		4	新井 久義	
		5	萩原 勝	
		7	川鍋 浩之	
		8	岡本 勉	
		11	上原 美子	
		12	水口 健二	
		14	大塚 房男	
		15	飯島 優子	
		16	高橋 公彦	
		17	伊藤 弘子	
	(欠席人数 : 1人)			
	19	齋藤 千松		
	事務局	(出席人数 : 5人)		
農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農地振興担当主幹 三浦 邦明		
農地振興担当主査 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ		
農地振興担当主事 加藤 祐一				
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会) : 公開	
		日程2	農地法第5条(知事) : 公開	
		日程3	租税特別措置法適格者証明 : 公開	
		日程4	春日部市農用地利用集積計画の決定について : 公開	
		日程5	農用地利用配分計画に関する意見について : 公開	
		日程6	春日部市農用地利用集積計画の決定について : 公開	

	<p>日程 7 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) : 公開</p> <p>日程 8 農地法第 4 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 9 農地法第 5 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 10 農地法第 5 条 (知事) (取下願) : 公開</p> <p>日程 11 農地法第 6 条 (農地所有適格法人の報告) : 公開</p> <p>日程 12 違反転用事案報告 : 公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>岡本 勉</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>上原 美子</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	8	岡本 勉	1 1	上原 美子	1 2	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	8	岡本 勉							
	1 1	上原 美子							
1 2	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第3回総会を開会いたします。今回は齋藤会長から病休の届け出がありましたので、代わりに私が議長を務めます。</p> <p>今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について私より報告いたします。</p>
運営委員長	<p>本日、午前9時20分より第2委員会室において運営委員会を開催いたしました。</p> <p>議題は</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (中間管理権)</p> <p>(2) 農用地利用配分計画に関する意見について (回答) (中間管理事業)</p> <p>(3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (利用権)</p> <p>の3項目と、その他として</p> <p>(1) 会長及びその職務を代理する者がともに欠けたときの議事について (報告)</p> <p>(2) あっせんの申し出について (報告)</p> <p>(3) 北春日部駅周辺地区土地区画整理事業について (報告)</p> <p>(4) 利用権 (農地の貸し借り) 設定上の留意事項について</p> <p>の4項目、合計7項目について、協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条 (委員会)、1議案5件</p> <p>日程2、議案第2号、農地法第5条 (知事)、1議案2件</p> <p>日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案2件</p> <p>日程4、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、 1議案1件</p> <p>日程5、議案第5号、農用地利用配分計画に関する意見について、 1議案1件</p> <p>日程6、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について 1議案1件</p> <p>となります。</p> <p>なお、日程1、議案第1号、農地法第3条 (委員会) の申請番号1番、日</p>

程 3、議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明の申請番号 5 番が取下げになりましたので、欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。

なお、先ほど申し上げた議案第 1 号、議案書 1 頁から 2 頁の申請番号 6 番については、議案書送付前に取下げがありましたので、欠番のみとなります。

次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 8 番岡本勉委員、11 番上原美子委員、12 番水口健二委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第 10 条の農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。

議長

それでは、議事にはいります。

日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 5 番及び 7 番から 9 番について、会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 4 件ありましたので審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。

申請番号 5 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は、申請者が所有する農地の一部に不耕作地があったため、2022 年第 2 回総会からの継続審議案件です。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。第 2 回総会后、3 月 1 日に事務局から代理人に対し、不耕作地の改善指導を行ったところ、検討するとのことでした。次に 3 月 9 日に申請人から事務局に引き続き改善指導を行ったところ、本日現在、不耕作地の改善はされていないことから、農地法第 3 条第 2 項 1 号に該当しないこととなります。3 月 18 日には申請人に対し、今後の不耕作地の改善及び耕作の意思を確認するため、3 月 31 日に聴き取りを行う旨通知したところ、

次に、議案書 2 頁、申請番号 7 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2

頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地は杉戸町、保有農地は杉戸町と幸手市です。杉戸町及び幸手市の各農業委員会から農地台帳を取り寄せたところ、それぞれの市町で農業経営を行っていることの確認ができました。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号9番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号5番継続審査案件、7番及び9番は担当推進委員に代わり議席番号12番水口健二委員より報告を求めます。

委員

申請番号5番について報告いたします。本案件は先ほど事務局から説明のあったとおり、3月総会からの継続案件です。今月の農地パトロールでも経営農地に改善がなく、申請人の経営農地の現状及び今後の活用予定を確認するため、令和4年3月31日木曜日に申請人へ聴き取りを行う予定です。そのため、本案件は引き続き継続審査とすべきと考えます。

次に、申請番号7番及び9番について併せて報告いたします。令和4年3月9日に、池上農業委員、石井推進委員、横川推進委員及び私の4名で、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号8番について、議席番号8番岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号8番について、報告いたします。令和4年3月10日に、横井農業委員、田口推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番高橋公彦委員より申請番号5番及び7番から9番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事務局の報告にもありまして、代理人に不耕作地の改善指導を2回行いましたが、改善はされておられません。継続審査を担当する水口農業委員に意見を求めたところ、今月の農地パトロールにおいても、不耕作の保有農地に改善が見られないことから、申請人の保有農地の現状及び今後の活用予定を確認するため、令和4年3月31日木曜日に、申請人に対し、聞き取り調査を行う予定であり、引き続き継続審議とすべき、との報告がありました。以上のことから事前審査委員4人の合議により継続審議と決しました。

次に、申請番号7番から9番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号5番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号5番と、申請番号7番から9番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号5番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号5番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長 次に、申請番号7番から9番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号7番から9番を許可と決しました。

議長 次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号17番、18番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条(知事)について、許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

申請番号17番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書、残りは親族からの融資で、融資者の残高証明書及び預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号18番、所有権移転。詳細は別紙のとおり。申請法人は不動産管理業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。以前から近隣の自

動車修理工場に駐車場を賃借してきましたが、工場から事業拡大のため、駐車場不足の話があったことから、申請農地を取得し、申請法人代表者が元々所有している隣接の雑種地と併せて、駐車場を新設する申請に至った、とのことです。今回設置を申請した駐車場には、顧客の車検時の代車15台分を置く計画ですが、事業拡大の根拠となる資料が添付されていないこと、及び隣接の雑種地の面積で15台分の車両を置くことは可能なことから、今回の申請農地を取得する理由がなく、過大だと考えております。そのため、3月14日に事務局から代理人に対し、事業拡大の根拠資料を提出するよう指導を行っていますが、未だに提出がありません。案内図は13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については申請法人代表者個人からの融資で、預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番飯島優子委員より申請番号17番、18番の事前審査の報告を求めます。

委員

次に、申請番号17番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号18番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもありましたとおり、事業拡大の根拠となる資料が未提出なこと、また申請理由にあります駐車場不足は、隣接地の非農地部分で解消できると考えられるため、転用は過大と考えること、の2点の理由から、当該申請については、事前審査委員4人の合議により、不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号18番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。よって、申請番号18番と17番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号18番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号18番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号17番を原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号17番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号4番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。

申請番号4番、詳細は議案書のとおり。案内図は15頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は280日です。

議長	次に、申請番号4番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。
事務局	担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号4番について、遠藤推進委員より、大塚推進委員と2名で、令和4年3月14日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから、問題なしと意見がありましたので報告といたします。
議長	次に、議席番号14番大塚房男委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号4番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に、日程4、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書7頁をご覧ください。これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので審議を求めます。2月18日に農業委員に説明し、3月4日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はあり

ませんでした。よって議案書8頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定し春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程5、議案第5号、農用地利用配分計画に関する意見についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号、農用地利用配分計画に関する意見について、議案書11頁をご覧ください。これは、議案第5号で決定した農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議をを求めるものです。2月18日に農業委員に説明し、3月4日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書12頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

おはかりいたします。本案については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退席を求めた上で審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第5号について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号16番高橋公彦委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (高橋委員退室)

議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、農用地利用配分計画に関する意見について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり決定し春日部市長に送付いたします。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (高橋委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、日程6、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書18頁をご覧ください。これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議をを求めるものです。2月18日に農業委員に説明し、3月4日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書19頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>おはかりいたします。本案のうち、計画申請番号39番と、43番及び44番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>また、計画申請番号43番、44番については、私が議事参与の制限に該当いたします。会長及びその職務を代理する者がともに欠けたときの会議は、農業委員会会議規則第3条の規定により、年長の農業委員が臨時に議長の職務を行うこととなっていることから、計画申請番号43番、44番の審</p>

議の際は、本日参加の委員で、一番年長の萩原委員を臨時の議長に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。計画申請番号39番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号5番萩原勝委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (萩原委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより計画申請番号39番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号39番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画申請番号39番については原案のとおり決定いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。

(休憩) (萩原委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。次に、計画申請番号43番、44番について、議事参与の制限に該当いたしますので、私は退室し、会議規則第3条の規定により、議長を議席番号5番萩原勝委員をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (小川委員退室、萩原委員が議長席へ)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより計画申請番号43番、44番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号43番、44番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について計画申請番号43番、44番については原案のとおり決定いたします。ここで私は議長の任を降り、小川職務代理と交代いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (小川委員入室、議長席へ。萩原委員自席へ)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。計画申請番号1番、3番、4番、7番、8番、10番から38番と、40番から42番と、45番から49番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号1番、3番、4番、7番、8番、10番から38番と、40番から42番と、45番から49番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員(多数)です。よって、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について計画申請番号1番、3番、4番、7番、8番、10番から38番と、40番から42番と、45番から49番は、原案のとおり決定し、先程決定した計画申請番号39番、43番、44番を含め、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、
 日程7 報告第1号、農地法第3条の3(相続等による権利移動)、
 日程8 報告第2号、農地法第4条(届出)、
 日程9 報告第3号、農地法第5条(届出)、
 日程10 報告第4号、農地法第5条(知事)(取下願)、
 日程11 報告第5号、農地法第6条(農地所有適格法人の報告)
 日程12 報告第6号、違反転用事案報告
 つきましては、議案書の44頁から53頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第3回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時48分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長職務代理 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番